

騒音に係る関係法令等について

1. 騒音に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年、法律 91 号）に基づく環境基準（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）を表 1 に示す。

表 1 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などに静穏を要する地域。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」）については、上表によらず表 2 に示すとおりである。

表 2 (1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にも関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2 (2) 騒音に係る環境基準（幹線交通に担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

また、笛吹市における地域の類型を表 3 に示す。

表 3 笛吹市における地域の類型

地域の類型	該 当 地 域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典) 笛吹市告示第 42 号（平成 24 年 3 月 30 日）

2. 自動車騒音の限度（要請限度）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における騒音の要請限度を表 4 (1) に示す。

表 4 (1) 自動車騒音に係る要請限度

地域の区分	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にも関わらず、特例として昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

また、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考の指定に基づき市長が定める区域を表 4（2）に示す。

表 4（2）自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考の指定

区 分	該当地域
a 地域	第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 地域	第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域
c 地域	第三種区域及び第四種区域

備考

1. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第 4 種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成 24 年 3 月 30 日笛吹市告示第 35 号）に定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域をいう。
2. 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた地域をいう。